

## ブルネイにおける 模倣品の現状及び 対策



Ms. Lee Lin Li  
(弁護士)



Ms. Chong Kah Yee  
(弁護士)

Tay & Partners

TAY & PARTNERS は、1989 年にマレーシアで設立された総合法律事務所である。現在、30 名の弁護士および 37 名のスタッフを擁し、クアラルンプールとジョホールバルにオフィスを有している。Li 氏は 15 年以上の経験を有するパートナー弁護士で、知的財産全般を担当している。Yee 氏は主に商標を専門とする弁護士である。

ブルネイ・ダルサラーム（ブルネイ）において、模倣品問題は、かねてより真正品を取引する個人および企業にとって頭の痛い問題となっている。光ディスク、医薬品、衣類および電子機器から自動車部品に至るまで、多岐にわたる模倣品取引の増加は、権利者の知的財産権を侵害するだけでなく、市場およびグローバル経済にも悪影響を及ぼしている。模倣品は、通常、小売店、百貨店および卸売り倉庫で入手可能であり、映画、音楽録音物および電子端末用ゲームの違法コピーの販売が蔓延していることが報告されている（米国通商代表部(USTR)2009 年外国貿易障壁報告書）。ブルネイにおいて、光ディスクに記録されているコンテンツおよびソフトウェア業界で海賊版および模倣品が多く存在し、その対策も不十分であることから（国際知的財産権同盟 2009 年著作権保護および権利行使に関するスペシャル 301 条報告書）、ブルネイは 2009 年から USTR のスペシャル 301 条監視国に加えられ（USTR2009 年スペシャル 301 条報告書）、4 年間にわたり監視国になっていた（USTR2012 年スペシャル 301 条報告書）。

ブルネイにおける模倣品対策として、ブルネイ法第 98 章（商標法）およびブルネイ法第 96 章（商品商標法）が導入された。商標法は、水際取締り措置を取り入れ、模倣品を含む侵害品の輸入関連手続について規定している。一方の商品商標法は、虚偽の商標または標章の使用、商標または標章の偽造、商標または標章の偽造

に用いられる物品の製造または保有、偽造商標または標章を付した商品の輸入または販売について規定している。

ブルネイ関税局と呼ばれる税関当局は、関税法および規則に従い国内外への商品の流れを監視および監督する責任を負う執行機関として設立された。知的財産権全般を保護する協定の TRIPS 協定に加盟しているものの、ブルネイの税関には模倣品の輸入を差し止めるための登録制度はない。しかしながら、税関当局は模倣品蔓延を防止するために、警察および法務長官室といった政府機関と密接に協力している。近年における模倣品の世界的蔓延および模倣品取引の著しい増加のため、模倣品の製造、貿易その他の取引を取り締まる税関当局の役割は、重要なものとなっている。

ブルネイに輸入される商品が模倣品ではないか、またはかかる商品に関する商標の使用が登録商標の排他的使用権を侵害するのではないかと疑いを抱いている商標権者またはライセンシーは、税関長に書面で通知することにより、入国地点における侵害品の輸入差止を請求することができる（商標法第 82 条(1)項）。当該通知には、留置の請求を裏づける詳細情報を含めると共に、当該通知の有効期間を指定しなければならない。有効期間は、通知の日付から 5 年を超えてはならず、商標登録の満了日を超えてはならない（商標法第 82 条(2)項）。

通知が受諾されると、特定された商品は、関税法に従い禁則品として扱われる（商標法第 82 条(3)項(a)）。税関職員は、特定された商品が侵害品かどうかを判断するために調査を行うことができ（商標法第 83 条(1)項および第 83 条(3)項）、さらに調査のために必要な情報を 10 日以内に提供するよう、輸入差止を請求した者または当該商品の他の利害関係者に要求することができる（商標法第 83 条(2)項および第 84 条(1)項）。特定された商品が侵害品であると判断する相当の根拠がある場合、税関職員は、かかる決定を書面で輸入差止を請求した者および当該商品の他の利害関係者に通知した後（商標法第 85 条(1)項）、もし訴訟を提起するのであれば訴訟手続が提起されるまでの 10 日間にわたり当該商品を入国地点で留置

する権利を有する（商標法第 86 条(1)項）。また、当該決定を通知された輸入差止めを請求した者および他の利害関係者は、72 時間以内に当該税関職員に対して、当該商品の検査の希望を通知することにより（商標法第 90 条(3)項）、当該商品を検査することができる（商標法第 90 条(1)項）。さらに、税関長または税関職員は、輸入者または荷受人から同意書を受領した後、留置されていた侵害品を没収することができる（商標法第 88 条）。

何人も、特定された商品が侵害品であるか否かの決定を下すように裁判所に申請することができる（商標法第 87 条(3)項）、当該手続の通知が税関長に送達される（商標法第 87 条(4)項）。特定された商品が侵害品であると裁判所が決定した場合、裁判所は、当該商品を没収、廃棄、または裁判所が妥当と考える他の方法で処分するよう命じる（商標法第 89 条(1)項）。ただし、特定された商品が侵害品ではないと裁判所が決定した場合、裁判所は申請者に対し、裁判所が妥当と考える賠償金を当該商品の輸入者、荷受人または所有者に支払うよう命じることができる（商標法第 89 条(4)項）。

商標法第 94 条は、商品に関わる商標を無許可で使用ことに関する犯罪に対して刑事責任も科しており、犯罪者は有罪判決により 10 年以下の拘禁、罰金（金額に関しては、犯罪の状況により、裁判官の裁量で決定される）または双方を科される（商標法第 94 条(6)項）。犯罪の捜査および起訴を円滑に進めるため、税関長は入手した侵害商品、侵害材料またはその他の侵害物品に関する情報を開示する権限を有する（商標法第 91 条）。

商標法第 94 条の執行に伴い、商品商標法第 30 条が適用されることにより、裁判所は、被告の家屋または施設に侵害品があると疑う場合には、警察官が家屋または施設に立ち入り、侵害品を捜索および押収することを許可する令状を発行する権限を有する（商品商標法第 30 条(1)項）。令状に基づいて押収されたあらゆる商品は、没収すべきかどうかを判断するために治安判事裁判所に提出される（商品商

標法第 30 条(2)項)。あらゆる押収品は、当該裁判所が指示する方法で廃棄または処分される（商品商標法第 30 条(4)項）。

ブルネイでは、これまで民事訴訟および刑事訴訟の双方を通じた知的財産権の保護および権利行使の強化を行ってきた。権利行使における積極的な対応および著しい成果が認められ、ブルネイは 2013 年に USTR の監視国から除外されている（USTR2013 年スペシャル 301 条報告書）。しかしながら、これまでの対応方法では、ブルネイにおける海賊版および模倣品を一時的に減少させることはできていないものの、継続的に海賊版および模倣品の発生を防ぐ根本的な解決には至っていない。関係当局は取締り活動を強化し、更なる措置を講じる必要がある。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)